

【おわりに】

小職は、2019年10月16日開催の日本医師会地域医療対策委員会にて北海道医師会の立場として、「今回、国が示した『再検証要請対象医療機関』は、全国で1番多い54病院という結果であったが、これは広域分散型の北海道の地域医療を守るためには民間病院では経営が困難であるため、多くの公立・公的病院によって支えられているという当然の結果と受け止めている」と、説明した。

今後、再検証要請への対応方針については、北海道総合保健医療協議会の地域医療専門委員会で協議し、各圏域に提示することになるだろう。国から提示される民間医療機関のデータの詳細は明らかではないが、各調整会議の議論の活発化の参考になると予想している。国は再編統合に向けた「重点支援区域」を設定する方針で、ダウンサイジング等を行う病院への新たな財政支援も計画されており、2025年に向けて地域医療構想が進捗することを期待している。

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1 医師は生涯学習の精神を保ち、
つねに医学の知識と技術の習得に
努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、
教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、
やさしい心で接するとともに、医療内容に
ついてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4 医師は互いに尊敬し、
医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5 医師は医療の公共性を重んじ、
医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、
法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6 医師は医業にあたって営利を目的としない。